

つきましては、沖縄県生コンクリート工業組合試験場は、新 JIS 認証制度で「公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分な能力をもつ第三者試験機関」と位置づけられており、また、平成 2 年に開発建設部から骨材のアルカリ骨材反応性試験の実施試験機関としての取り扱うこととしておりますので、コンクリートの検査については、共通仕様書第 1 編、第 3 章無筋・鉄筋コンクリート 3-3-2 工場の選定の 5 で、「請負者は、レディーミクストコンクリートの品質を確認するための検査は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。」と明記あり、また、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートの 10 検査の 10.5 指定事項に「購入者が箇条 3 において指定した事項については、生産者と購入者との協議によって検査方法を定め、検査を行なう。」と明記がありますので、コンクリート圧縮試験の試験機関も同様に請負者が試験場も定めることになるので、請負者が沖縄県生コンクリート工業組合試験場を試験機関として選定した場合には、適切に対応すること。